

歯科保健医療に関するオープンデータについて

令和5年7月

厚生労働省医政局歯科保健課

目次

1. 歯科保健医療に関するオープンデータの概要	1
2. 歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標について	1
3. 出典資料・集計時の留意事項について	2
(1) NDBオープンデータについて	
(2) 既存統計について	
4. 各指標の詳細	6
(1) 在宅医療	
(2) がん	
(3) 歯周病	
(4) 歯科保健医療に関する基礎データ等	

1. 歯科保健医療に関するオープンデータの概要

歯科保健医療に関するオープンデータでは、地域の歯科保健医療提供体制の現状を適切に把握することができるよう、様々な統計データを収集・集約し、公表しています。

2. 歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標について

歯科保健医療に関するオープンデータとして掲載している指標は以下のとおりです。

分野	指標	都道府県	二次医療圏	市区町村
在宅医療	歯科訪問診療料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯科訪問診療補助加算イ、歯科訪問診療補助加算ロの算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	訪問歯科衛生指導料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
がん	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
歯周病	歯周病検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療1の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療2の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療3の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病安定期治療（Ⅰ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病重症化予防治療の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
歯科保健医療に関する基礎データ等	歯科医師数	○	○	○
	就業歯科衛生士・歯科技工士数（人口10万対含む）	○	-	-
	病院数総数	○	○	○
	歯科診療所数	○	○	○
	歯科系診療科目の標榜病院数	○	○	-
	在宅サービス提供診療所数	○	○	-
	歯科技工所数	○	-	-
	歯科診療所の従事者数【歯科医師】	○	○	-
	歯科診療所の従事者数【歯科衛生士】	○	○	-
	歯科診療所の従事者数【歯科技工士】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科医師】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科衛生士】	○	○	-
	病院における歯科関係職種の従事者数【歯科技工士】	○	○	-
	歯周疾患検診の受診状況	○	-	○
	有訴者数	○	-	-
1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合	○	○	○	

【市区町村実施分】			
1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合	○	-	-
【政令市及び特別区の設置する保健所実施分】			
フッ化物洗口指導加算の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
初期う蝕早期充填処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
フッ化物歯面塗布処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
口腔機能管理料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
咀嚼能力検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
咬合圧検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
舌圧検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-

3. 出典資料・集計時の留意事項について

(1) NDBオープンデータについて

(i) NDBの概要

- NDBとは、厚生労働省の保有する「レセプト情報・特定健診等情報データベース」を指します。
- NDBでは、医療機関が保険者に対して医療費を請求するために発行する請求明細書(レセプト)について、日本全国の情報を収集・格納しています。
- NDBオープンデータでは、「歯科診療行為」について、厚生労働省告示の点数表で区分された「基本診療料」、「医学管理等」、「在宅医療」、「検査」、「画像診断」、「投薬」、「注射」、「リハビリテーション」、「処置」、「手術」、「輸血料」、「麻酔」、「放射線治療」、「歯冠修復及び欠損補綴」、「歯科矯正」、「病理診断」に分類される各診療行為の算定回数が、「都道府県別」、「性・年齢別」、「二次医療圏別」及び「診療月別」に集計されています。
- また、「医科診療行為」についても同様に集計されています。

(ii) 集計対象としたデータ

- 令和2年度のレセプトデータを集計対象とする第7回NDBオープンデータと、令和元年度のレセプトデータを集計対象とする第6回NDBオープンデータを用いて、集計表を作成しました。
- 歯科レセプトについては、「外来」もしくは「外来(加算)」の集計結果を用いて、集計を行いました。なお、第6回NDBオープンデータには、「外来(加算)」の集計結果が掲載されていないため、第7回NDBオープンデータのみ、「外来(加算)」の集計結果を用いて集計を行いました。
- 医科レセプトについては、「外来」と「入院」の合算もしくは「外来(加算)」と「入院(加算)」の合算を行った上で、集計を行いました。なお、「外来」もしくは「外来(加算)」がない場合には、「入院」もしくは「入院(加算)」のみを用いました。

(iii) NDBオープンデータから集計した指標の一覧

- NDBオープンデータから集計した指標の一覧は以下のとおりです。

分野	指標	都道府県	二次医療圏	市区町村
医療在宅	歯科訪問診療料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯科訪問診療補助加算イ、歯科訪問診療補助加算ロの算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	訪問歯科衛生指導料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
がん	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比（診療所分）	○	○	-
	周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比（病院分）	○	○	-
	周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
歯周病	歯周病検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療1の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療2の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周基本治療3の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病安定期治療（Ⅰ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	歯周病重症化予防治療の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
関する基礎データ	初期う蝕早期充填処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	フッ化物歯面塗布処置の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	口腔機能管理料の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	咀嚼能力検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	咬合圧検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-
	舌圧検査の算定回数、算定回数出現比	○	○	-

(iv) 留意事項について

- NDB オープンデータを出典とする指標の集計結果の参照にあたっては、以下の点について、留意が必要となります。データの限界をご理解いただいた上で、ご活用いただけますよう、お願いいたします。

【指標ごとの合算について】

- NDB オープンデータは、診療行為コード・加算コードごとの集計結果ですが、本データ集では、「令和3年度歯科保健医療データブック」の掲載項目に準じる形で、いくつかの診療行為コードもしくは加算コードを合算する形で、一つの指標としています。なお、合算対象とした診療行為コード・加算コードについては、「各指標の詳細」の章に記載しています。
- NDB オープンデータは、原則として、集計結果が10未満の場合は「-」で表示されており、詳細な集計値が不明となっています。そのため、上記の合算にあたっては、「-」となっている箇所は「0」とみなして、集計を行っています。

- その他、都道府県や二次医療圏の判別等については、NDB オープンデータの集計結果に依拠しています。

4. 算定回数出現比について

- 本データ集に掲載している集計表のうち、NDB オープンデータから作成した指標には、「算定回数出現比」という尺度を追加しています。
- こちらは、各診療行為の実施状況の地域差を「見える化」できるよう、各都道府県（もしくは各二次医療圏）の年齢構成の違いを調整し、算定回数の出現比として指数化したものです。
- 算定回数出現比が 100 以上の場合は、当該診療行為の実施が全国平均より多く、100 を下回る場合は全国平均より少ない、と解釈することができます。
- 本尺度については、内閣府 HP において公開されている「医療提供状況の地域差」で用いられている SCR (standardized claim-data ratio) を参考に作成しておりますが、SCR が算出に「レセプト件数」を用いているのに対し、本尺度は「算定回数」を用いている点で違いがあります。
- 算出式については、以下の通りです。

□算定回数出現比の算出式

$$\text{算定回数出現比} = \frac{\sum \text{性・年齢階級別算定回数}}{\sum (\text{各地域の性・年齢階級別人口} \times \text{全国の性・年齢階級別算定回数出現率})} \times 100$$

(2) 既存統計について

- 本オープンデータで使用した調査と内容については以下の表のとおりです。

調査名称	内容
医療施設調査	<p>○調査の目的 病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。</p> <p>○対象調査年 平成 29 年～令和 3 年 (平成 29 年と令和 2 年は静態調査と動態調査の両調査が行われた。)</p> <p>○調査の時期 (1) 静態調査 3 年ごとの 10 月 1 日(国への提出期限 11 月 10 日) (2) 動態調査 開設・変更等のあった都度(同 翌月 20 日)</p> <p>○調査方法 静態調査…調査時点で開設しているすべての医療機関 動態調査…医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設</p>

	<p>○集計・推計方法 全国の医療施設から提出された開設・廃止などの申請・届出を基に、毎月「動態調査」として、医療施設数、病床数、診療科目などの動向を把握し、集計・公表を行うとともに、3年ごとに「静態調査」として、検査・手術の実施状況や診療設備の保有状況などの診療機能の詳細な調査を実施し、集計・公表を行っている。集計は、記入内容の矛盾や欠測値が疑われる項目などについて、自治体を通じて医療施設等に必要な照会を行った上で、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行っている。</p> <p>○集計対象の指標 ・在宅サービス提供診療所数 ・歯科診療所の従事者数 ・病院数総数 ・病院における歯科関係職種の従事者数 ・歯科診療所数 ・歯科系診療科目の標榜病院数</p>
<p>衛生行政報告例</p>	<p>○調査の目的 衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年 平成30年度、令和2年度</p> <p>○調査の対象 都道府県、指定都市及び中核市</p> <p>○集計対象の指標 ・歯科技工所数 ・就業歯科衛生士・歯科技工士数（人口10万対含む）</p>
<p>地域保健・健康増進事業報告</p>	<p>○調査の目的 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年 平成30年度、令和元年度、令和2年度</p> <p>○調査の対象 全国の保健所及び市区町村</p> <p>○集計対象の指標 ・1歳6か月児、3歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合 ・歯周疾患検診の受診状況 （※以下については、令和2年度分のみ） ・1人あたりむし歯本数（1歳6か月） ・1人あたりむし歯本数（3歳） ・歯科健診受診者（1歳6か月）の割合 ・歯科健診受診者（3歳）の割合 ・歯周疾患検診要精検者・要指導者割合 ・咬合に異常のある者（1歳6か月）の割合 ・咬合に異常のある者（3歳）の割合</p>
<p>国民生活基礎調査</p>	<p>○調査の目的 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。</p> <p>○対象調査年 令和元年</p> <p>○抽出方法 (1)抽出方法は、国勢調査区（後置番号1又は8）を抽出単位とする層化集落抽出である。</p>

	<p>(2) 調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。</p> <p>(3) 大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。</p> <p>○集計対象の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有訴者数
医師・歯科医師・薬剤師統計	<p>○統計の目的</p> <p>医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○対象調査年</p> <p>平成 30 年、令和 2 年</p> <p>○集計対象</p> <p>日本国内に住所があって、医師法第 6 条第 3 項により届け出た医師、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第 9 条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。</p> <p>○集計対象の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師数

4. 各指標の詳細

(1) 在宅医療

① 歯科訪問診療料の算定回数、算定回数出現比

- 第 6 回・第 7 回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 歯科訪問診療料は、「在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象として、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合」に算定でき、算定項目は歯科訪問診療 1、歯科訪問診療 2、歯科訪問診療 3 に分かれています。これらを合算したものを「歯科訪問診療料」として掲載しています。

(参考) 歯科訪問診療 1：同一の建物に居住する患者数が 1 人のみの場合

歯科訪問診療 2：同一の建物に居住する患者数が 2 人以上 9 人以下の場合

歯科訪問診療 3：同一の建物に居住する患者数が 10 人以上の場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<歯科訪問診療料の算定回数、算定回数出現比>

303000110	歯科訪問診療 1（診療所）（1 日につき）
303008750	歯科訪問診療 1（診療所）（診療時間が 20 分未満の場合）（1 日につき）
303000210	歯科訪問診療 2（診療所）（1 日につき）
303008950	歯科訪問診療 2（診療所）（診療時間が 20 分未満の場合）（1 日につき）

303004610	歯科訪問診療 3（診療所）（1日につき）
303009150	歯科訪問診療 3（診療所）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006550	歯科訪問診療 1（病院）（1日につき）
303008850	歯科訪問診療 1（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006650	歯科訪問診療 2（病院）（1日につき）
303009050	歯科訪問診療 2（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）
303006750	歯科訪問診療 3（病院）（1日につき）
303009250	歯科訪問診療 3（病院）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）

② 歯科訪問診療補助加算イ及び歯科訪問診療補助加算口の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 歯科訪問診療補助加算は、「歯科訪問診療を実施する保険医療機関の歯科衛生士が、歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を行った場合」に算定できます。

（歯科訪問診療補助加算の区分）

イ：在宅療養支援歯科診療所又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合

口：上記以外の保険医療機関の場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<歯科訪問診療補助加算イの算定回数、算定回数出現比>

CC025	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合（同一建物居住者以外の場合））
CC026	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合（同一建物居住者の場合））

<歯科訪問診療補助加算口の算定回数、算定回数出現比>

CC038	歯科訪問診療補助加算（イ以外の保険医療機関の場合（同一建物居住者以外の場合））
CC039	歯科訪問診療補助加算（イ以外の保険医療機関の場合（同一建物居住者の場合））

③ 訪問歯科衛生指導料の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 訪問歯科衛生指導料は、「歯科訪問診療料を算定した患者等に対して、1 月以内に歯科訪問診療を行った歯科医師の指示を受けた、当該保険医療機関に勤務（常勤又は非常勤）する歯科衛生士等が、療養上必要な実地指導を行った場合」に算定でき、算定項目は訪問歯科衛生指導料 1、訪問歯科衛生指導料 2、訪問歯科衛生指導料 3に分かれています。これらを合算したものを「訪問歯科衛生指導料」として掲載しています。
(参考) 訪問歯科衛生指導料 1：同一建物診療患者が 1 人の場合
訪問歯科衛生指導料 2：同一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合
訪問歯科衛生指導料 3：同一建物診療患者が 10 人以上の場合
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

<訪問歯科衛生指導料の算定回数、算定回数出現比>

303007310	訪問歯科衛生指導料（単一建物診療患者が 1 人の場合）
303007410	訪問歯科衛生指導料（単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合）
303007510	訪問歯科衛生指導料（1 及び 2 以外の場合）

(2) がん

① 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（手術後）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術前）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）（手術後）、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 周術期等口腔機能管理料は、「がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、当該手術を実施する患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合」に算定できます。

(周術期等口腔機能管理料の区分)

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）

がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する他の病院である保険医療機関に入院中の患者又は他の病院である保険医療機関若しくは同一の病院である保険医療機関に入院中の患者以外の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

周術期口腔機能管理料（Ⅱ）

がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している病院である保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する同一の保険医療機関に入院中の患者に対して、当該保険医療機関に属する歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

周術期口腔機能管理料（Ⅲ）

がん等に係る放射線治療、化学療法又は緩和ケアを実施する患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期等口腔機能管理計画に基づき、他の保険医療機関又は同一の保険医療機関において放射線治療等を実施する患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜周術期等口腔機能管理（Ⅰ）（手術前）の算定回数、算定回数出現比＞

302005910	周術期等口腔機能管理料（１）（手術前）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅰ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比＞

302006010	周術期等口腔機能管理料（１）（手術後）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅱ）（手術前）の算定回数、算定回数出現比＞

302006110	周術期等口腔機能管理料（２）（手術前）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅱ）（手術後）の算定回数、算定回数出現比＞

302006210	周術期等口腔機能管理料（２）（手術後）
-----------	---------------------

＜周術期等口腔機能管理（Ⅲ）の算定回数、算定回数出現比＞

302006310	周術期等口腔機能管理料（３）
-----------	----------------

② 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比

● 第６回・第７回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。

● 周術期等口腔機能管理計画策定料は、「がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療、化学療法もしくは緩和ケアを実施する患者に対して、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合」に算定できます。

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

< 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定回数、算定回数出現比 >

302005810	周術期等口腔機能管理計画策定料
-----------	-----------------

③ 周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数、算定回数出現比

● 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。

● 周術期等専門的口腔衛生処置は、「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合」に算定でき、算定項目は周術期等専門的口腔衛生処置1、周術期等専門的口腔衛生処置2に分かれています。これらを合算したものを「周術期等専門的口腔衛生処置」として掲載しています。

(参考) 周術期等専門的口腔衛生処置1：

周術期等口腔機能管理料(I)又は周術期等口腔機能管理料(II)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合、もしくは、周術期等口腔機能管理料(III)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合

周術期等専門的口腔衛生処置2：

周術期等口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っている患者(がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施する患者に限る。)に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

< 周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数、算定回数出現比 >

309011310	周術期等専門的口腔衛生処置(1口腔につき)(周術期等専門的口腔衛生処置1)
309019210	周術期等専門的口腔衛生処置(1口腔につき)(周術期等専門的口腔衛生処置2)

(3) 歯周病

① 歯周病検査の算定回数、算定回数出現比

● 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。

● 歯科診療報酬における歯周病検査とは、「歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査」を行った場合に算定でき、算定項目は歯周基本検査、歯周精密検査に分かれています。これらを合算したものを「歯周病検査」として掲載しています。

(参考) 歯周基本検査 :

1点以上の歯周ポケット測定及び歯の動揺度検査を行った場合

歯周精密検査 :

4点以上の歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度及びプラークチャートを用いてプラークの付着状況を検査した場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 歯 周 病 検 査 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

304000410	歯周基本検査（1歯以上10歯未満）
304000510	歯周基本検査（10歯以上20歯未満）
304000610	歯周基本検査（20歯以上）
304000710	歯周精密検査（1歯以上10歯未満）
304000810	歯周精密検査（10歯以上20歯未満）
304000910	歯周精密検査（20歯以上）

② 歯周基本治療1の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 歯周基本治療は、「歯周病の炎症性因子の減少又は除去を目的とする処置をいい、歯周病検査等の結果に基づき必要があると認められる場合」に算定できます。

(歯周基本治療の区分)

歯周基本治療1 :

スケーリング（歯面に付着しているプラーク、歯石、その他の沈着物をスケーラー等で機械的に除去すること）を実施した場合

歯周基本治療2 :

スケーリング・ルートプレーニング（スケーリングに加えて、歯周病罹患歯根表面の粗造で細菌やその代謝産物を含む病的なセメント質を除去し、生物学的に為害性の無い潤沢な根面にすること）を実施した場合

歯周基本治療3 :

歯周ポケット搔爬（ポケットに面する根面のプラークと歯石を除去した後、さらに汚染している根表面を除去するとともに、歯周ポケット内壁の上皮と炎症性結合組織の部分を搔爬し、歯周組織の炎症を改善し、ポケットを浅くすること）を実施した場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 歯周基本治療 1 の算定回数、算定回数出現比 ＞

309004810	歯周基本治療（スケーリング（3分の1顎につき））
-----------	--------------------------

＜ 歯周基本治療 2 の算定回数、算定回数出現比 ＞

309005010	歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング（1歯につき）（前歯））
309005110	歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング（1歯につき）（小臼歯））
309005210	歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング（1歯につき）（大臼歯））

＜ 歯周基本治療 3 の算定回数、算定回数出現比 ＞

309005310	歯周基本治療（歯周ポケット搔爬（1歯につき）（前歯））
309005410	歯周基本治療（歯周ポケット搔爬（1歯につき）（小臼歯））
309005510	歯周基本治療（歯周ポケット搔爬（1歯につき）（大臼歯））

③ 歯周病安定期治療の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 歯周病安定期治療は、「一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合」に算定できます。

（歯周病安定期治療の区分）

歯周病安定期治療（Ⅰ）：下記以外の保険医療機関の場合

歯周病安定期治療（Ⅱ）：かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 歯周病安定期治療（Ⅰ）の算定回数、算定回数出現比 ＞

309014710	歯周病安定期治療 1（1歯以上10歯未満）
309014810	歯周病安定期治療 1（10歯以上20歯未満）
309005710	歯周病安定期治療 1（20歯以上）

＜ 歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定回数、算定回数出現比 ＞

309016210	歯周病安定期治療 2（1歯以上10歯未満）
309016310	歯周病安定期治療 2（10歯以上20歯未満）
309016410	歯周病安定期治療 2（20歯以上）

④ 歯周病重症化予防治療の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「C 在宅医療」に掲載されている集計表の「全体」シートを用いました。
- 歯周病重症化予防治療は、「歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病検査終了後、一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合」に算定できます。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 歯 周 病 検 査 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

309019610	歯周病重症化予防治療（1歯以上10歯未満）
309019710	歯周病重症化予防治療（10歯以上20歯未満）
309019810	歯周病重症化予防治療（20歯以上）

（4）歯科保健医療に関する基礎データ等

① 歯科医師数

- 平成30年、令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計よりデータを収集しました。
- 集計の対象は、日本国内に住所があって、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師の各届出票です。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

② 就業歯科衛生士・歯科技工士数

- 平成30年度、令和2年度衛生行政報告例よりデータを収集しました。
- 収集したデータの種類は、就業歯科衛生士・歯科技工士数の実数及び人口10万対の2種類です。
- 集計単位は都道府県別です。

③ 病院数総数

- 平成29年度から令和3年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

④ 歯科診療所数

- 平成29年度から令和3年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 集計単位は、都道府県別、二次医療圏別及び市区町村別です。

⑤ 歯科系診療科目の標榜病院数

- 平成 29 年度から令和 3 年の、医療施設調査よりデータを収集しました。
- 掲載する項目のうち、「歯科系科目のいずれかを標榜する病院数」については、統計法に基づき、調査票情報の提供を受け集計を行ったものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

⑥ 在宅サービス提供診療所数

- 令和 2 年、平成 29 年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 平成 29 年で集計対象としたサービスは、以下の 9 種類です。
 - 在宅サービスのいずれか
 - 訪問診療(居宅)
 - 訪問診療(施設)
 - 訪問歯科衛生指導
 - 居宅療養管理指導(歯科医師による)
 - 居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)
 - 介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)
 - 介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)
 - その他の在宅医療サービス
- 令和 2 年で集計対象としたサービスは、以下の 12 種類です。
 - 総数
 - 訪問診療(居宅)
 - 訪問診療(病院・診療所)
 - 訪問診療(介護施設等)
 - 訪問歯科衛生指導
 - 総数
 - 居宅療養管理指導(歯科医師による)
 - 居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)
 - 介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)
 - 介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)
 - 介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)
 - 介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

⑦ 歯科技工所数

- 令和 2 年年度と平成 30 年度の衛生行政報告例よりデータを収集しました。
- 集計単位は都道府県別です。

⑧ 歯科診療所の従事者数

- 令和2年年度と平成29年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 歯科診療所の従事者として、「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の3職種を集計対象としました。
- 集計値は常勤換算したものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

⑨ 病院における歯科関係職種の従事者数

- 令和2年年度と平成29年医療施設調査(静態)よりデータを収集しました。
- 歯科診療所の従事者として、「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の3職種を集計対象としました。
- 集計値は常勤換算したものです。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。

⑩ 歯周疾患検診の受診状況

- 令和2年度、令和元年度、平成30年度の地域保健・健康増進事業報告より、歯周疾患検診の受診状況について集計しました。
- 調査対象は全国の保健所及び市区町村です。
- 掲載する項目は、1. 地域保健・健康増進事業報告より抜粋した「歯周疾患検診の受診者数」と、2. 当該資料と住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、および人口推計から計算した「人口の推計値に基づく受診割合」(※)の2つになります。
- 集計単位は、都道府県別及び市区町村別です。

※ 「人口の推計値に基づく受診割合」は、矢田部・古田・竹内・須磨・湊田・山本・山下(2018)より算出。具体的な方法は以下に記載。

ステップ1. 人口推計より、40～44, 50～54, 60～64, 70～74歳における 40, 50, 60, 70歳の人口割合をそれぞれ算出
ステップ2. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の5歳刻みの 人口データに対してステップ1で求めた割合をかけることで、 各年齢の推定人口を求める。
ステップ3. 各年齢における歯周疾患検診受診者数を、各年齢の推定人口で 割ることで、人口の推計値に基づく受診割合を算出

⑪ 有訴者数

- 令和元年国民生活基礎調査よりデータを収集しました。

- 抽出方法は、以下のとおりです。(厚生労働省 HP より引用)
 - (1)抽出方法は、国勢調査区(後置番号 1 又は 8)を抽出単位とする層化集落抽出である。
 - (2)調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。
 - (3)大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。
- 集計値の単位は千人です。
- 集計単位は、都道府県別です。

⑫ 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合

- 令和 2 年年度、令和元年度、平成 30 年度地域保健・健康増進事業報告よりデータを集計しました。
- 掲載する項目は、以下の 2 つです。
 - 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【市区町村実施分】
 - 1 歳 6 か月児、3 歳児健診受診者におけるむし歯のない幼児割合【政令市及び特別区の設置する保健所実施分】
- むし歯のない幼児割合の算出方法については、以下のとおりです。
 - 幼児割合の算出式

$$\text{幼児割合(\%)} = \frac{\text{受診実人員} - \text{むし歯のある人員}}{\text{受診実人員}} \times 100$$

- 市区町村実施分の集計単位は都道府県、二次医療圏、市区町村、政令市及び特別区の設置する保健所実施分の集計単位は都道府県です。

⑬ フッ化物洗口指導加算の算定回数、算定回数出現比

- 第 7 回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「B 医学管理等」に掲載されている集計表の「外来(加算)」シートを用いました。
- フッ化物洗口指導加算は、「4 歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合」に算定できます。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜フッ化物洗口指導加算の算定回数、算定回数出現比＞

CB003	フッ化物洗口指導加算
-------	------------

⑭ 初期う蝕早期充填処置の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「I 処置」に掲載されている集計表の「外来」シートを用いました。
- 初期う蝕早期充填処置は、「幼若永久歯又は乳歯の小窩裂溝の初期う蝕に対して充填処置を行った場合」に算定できます。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜初期う蝕早期充填処置の算定回数、算定回数出現比＞

309001710	初期う蝕早期充填処置（1歯につき）
-----------	-------------------

⑮ フッ化物歯面塗布処置の算定回数、算定回数出現比

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「I 処置」に掲載されている集計表の「外来」シートを用いました。
- フッ化物歯面塗布処置は、「主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合」に算定でき、フッ化物歯面塗布処置1、フッ化物歯面塗布処置2、フッ化物歯面塗布処置3に分かれていますが、これらを合算したものを「フッ化物歯面塗布処置」として掲載しています。

（参考）フッ化物歯面塗布処置1：う蝕多発傾向者の場合

フッ化物歯面塗布処置2：在宅等療養患者の場合

フッ化物歯面塗布処置3：エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜フッ化物歯面塗布処置の算定回数、算定回数出現比＞

309015110	フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）（う蝕多発傾向者の場合）
309015210	フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）（在宅等療養患者の場合）
309016610	フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）（エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合）

⑯ 口腔機能管理料の算定回数、算定回数出現比

- 第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「B 医学管理等」に掲載されている集計表の「外来」シートを用いました。

- 口腔機能管理料は、「歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の低下を来している患者に対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合」に算定できます。
- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 口 腔 機 能 管 理 料 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

302011110	口腔機能管理料
-----------	---------

⑰ 口腔機能に係る検査の実施状況

- 第6回・第7回 NDB オープンデータの「歯科診療行為」内の「D検査」に掲載されている集計表の「外来」シートを用いました。
- 口腔機能に係る検査の実施状況を把握するため、「咀嚼能力検査」、「咬合圧検査」、「舌圧検査」の三つの検査を選定しました。
- 口腔機能に係る検査の算定回数、算定回数出現比について、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査のそれぞれについて、掲載しています。

(口腔機能に係る検査の区分)

咀嚼能力検査：グルコース分析装置（グルコース含有グミゼリー咀嚼時のグルコース溶出量を測定するもの）を用いて咀嚼能率を測定する検査

咬合圧検査：歯科用咬合力計を用いて、咬合力及び咬合圧の分布等を測定する検査

舌圧検査：舌の運動機能を評価する目的で、舌を口蓋部に押し上げるときの圧力を舌圧計を用いて測定する検査

- 集計単位は、都道府県別及び二次医療圏別です。
- 集計対象とした診療行為コード・加算コードは、以下のとおりです。

＜ 咀 嚼 能 力 検 査 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

304002410	咀嚼能力検査（1回につき）
-----------	---------------

＜ 咬 合 圧 検 査 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

304002510	咬合圧検査（1回につき）
-----------	--------------

＜ 舌 圧 検 査 の 算 定 回 数 、 算 定 回 数 出 現 比 ＞

304002110	舌圧検査（1回につき）
-----------	-------------